

守りましょう 犬の飼い方のマナー

飼い主のマナーが守られないことによるトラブルが増えています。



他人の迷惑とならないよう、マナーを守って飼いましょう。

●飼い主のマナーとルール

- ・ふんは必ず持ち帰る
散歩の際には必ず袋を用意し、持ち帰りましょう。
- ・他人の家の門や自動車などに排尿させない
- ・散歩用のリードを必ず付ける

「自分の犬はおとなしいから」というのは理由になりません。きちんとリードを付けて散歩してください。

- ・無駄吠えをさせない
犬は、運動不足、居心地が悪い、体調が悪いなど、さまざまな理由で無駄吠えします。これらを解消し、犬を安心させることも飼い主の大事な責任です。

- ・必ず犬の鑑札と注射済票を首輪などにつける
着用は義務付けられており、

災害時の迷子犬の防止などにも有効です。
環境政策課 (☎025・520・7376)

野外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の野

外焼却(いわ

ゆる野焼き。

法の基準を満

たさない焼却

炉などでの家

庭ごみの焼却を含む)は、法律で原則禁止されており、

イオキシンの類の発生のほか、

火災や煙害により地域の皆さんに迷惑がかかるため、絶対にやめましょう。

違反した場合、罰則(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの併科)

が課されることがあります。

●例外として認められるもの

・国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却

・災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却

・風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却(どんど焼きなど)

・農林漁業のためのやむを得ない焼却(漁網に付いた海

産物の焼却など)

・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など)

環境政策課 (☎025・526・5111、内線617・8111)



産物の焼却など)

・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火、

キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など)

環境政策課 (☎025・526・5111、内線617・8111)

例年、春先から初夏にかけて山火事や

たき火・野焼きによる火災

が多く発生しています。昨

年も市内の市街地でたき火や野焼きによる

火災が発生しました。

この時期は空気が乾燥し、

強風が吹く気象条件により、

小さな火種でも枯葉や枯草に

あつという間に燃え広がり、

火災となる危険が高まっています。

屋外における焼却行為は法律で原則禁止されています。

地域ぐるみで火災を防ぎましょう。

市危機管理課 (☎025・520・5667)

山火事・たき火火災に注意しよう 「忘れない山の恵みと火の始末



市危機管理課 (☎025・520・5667)

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらしとともに、近隣住民に不快感を与えます。

所有者は、定期的な草刈りや清掃などを行い、適切な管理をお願いします。

●刈り取った草は可燃ごみへ

刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接搬入し、処分(有料)してください。

●除草剤を使用する際は周囲へ配慮を

除草剤は、容器に記載された使用方法を守って散布してください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

環境政策課 (☎025・526・5111、内線1020・4114)



守っていますか 自転車のルールとマナー

自転車は自動車と同じ車両の仲間です。

新潟県では、全ての自転車利用者に自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務付けられています。

また、昨年4月からは全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

保険加入やヘルメット着用をはじめ、交通ルールとマナーを守って安全に自転車を利用しましょう。

●自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守って、交通事故を防止しましょう。

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

市民安全課 (☎025・520・5661)

